

令和2年11月9日

「犯罪被害者週間キャンペーン」を実施
～11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です～

市では、平成31年4月1日、国が制定した「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等支援条例」として、基本理念と見舞金支給の両方を規定した「春日部市犯罪被害者等支援条例」を制定・施行しました。

国では、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）を「犯罪被害者週間」と定め、全国的に啓発事業を実施しており、市では、下記のとおり、犯罪被害者の置かれた現状の理解と支援の必要性について広報啓発を行います。

1 実施日時・場所

- 11月18日（水） 午後3時～午後4時
- イオンモール春日部 1階 こもればい広場（インフォメーション前）

2 主催

春日部市（共催：春日部警察署、春日部市犯罪被害者支援推進協議会、埼玉県、埼玉県警察本部、埼玉犯罪被害者援助センター）

3 実施内容

- 犯罪被害者支援PR動画（フリーアナウンサー「大野^{おおの}勢太郎^{せいたろう}」氏他）の放送
- 埼玉県警マスコットキャラクター（ポッポ君）の出演
- チラシなど啓発品の配布

《問い合わせ先》

交通防犯課

担当：高原 内線2827